

# 社長の開けてビックリ相続税

## 1. ある中小企業の社長の誤解



こんだけ、持ってりゃあ  
左ウチワだ!  
オレは絶対に $\frac{5}{100}$ に入っているから  
相続税が必要かもな…

「俺は一代で会社を興し、個人的にも現預金を3000万円貯めた。生命保険は2000万円も入っているし、マイホームに至っては坪200万円もする土地に豪華な建物も建てた。相続税を払うのはツライが、納税義務のある100分の5のグループに入る人間だ」と、半分自慢げにサクセスストーリーを披露した後、税理士に質問しました。

社長……万が一、俺が死んだら、相続税はどのぐらいかかるのかな？

税理士……社長、ご安心ください。先ほどおっしゃった財産であれば、相続税はかかりません。

社長……え〜ッ、何で、どうして？

税理士……それは、相続税の計算には独特のルールがあって、社長が考えている一般の常識と計算方式が大きく異なっているからです。

## 2. 一般常識と相続税の計算上の財産評価額の違い

	一般常識	相続税
現金預金	3000	3000
生命保険金	2000	500
自宅土地 50坪 (坪200万円)	10000	2000
自宅建物	2000	500
株券	1000	1000
合計	1億8000万円	7000万円



### 3. 相続税の独特のルール

#### (1) 小規模宅地の評価減の適用

一定の条件の下であれば、自宅の敷地のうち240㎡（約70坪）までは、通常の土地の評価額の80%引きで計算するという特例があります。

●社長の常識                      200万円×50坪 =                      1億円

●小規模宅地の計算              1億円の80%引き =              2000万円

ということで、社長の計算とは8000万円もの差が出てきます。

#### (2) 生命保険の非課税限度額

相続税法の上では、死亡保険金の受け取りについて、法定相続人1人当たり500万円が非課税限度額とされ、相続税の課税の土俵から外れます。したがって、仮に社長のところの法定相続人を3人（奥様と子供2人）とすると、

2000万円 - (500万円×3人) = 500万円が課税されることとなります。

#### (3) 建物の評価は固定資産税評価額を使う

相続税の計算をする際、建物の金額は固定資産税の評価額を基本とします。固定資産税の評価額は、地域や建物の構造などによって差がありますが、新築時に付く評価額は新築価格の30～60%が多いようです。社長の計算は、購入金額を基にしていると思いますが、実際の評価額はそれよりかなり低くなると考えていいでしょう。



**ちょっとマツた!!**

前頁の社長の例のように、相続税の特例を適用した場合、「相続税が生じない」と言う方が結構いらっしゃると思いますが、ここで注意しなければいけないのは、この社長は相続税の納税はゼロになるが、相続税の申告はする必要があるということです。

これは、小規模宅地の特例や配偶者の税額控除などの特例を使う場合、申告書の提出が必須の要件とされているからです。ここに、相続税の申告書は提出するが、納税はないという人が出てきます。

